

# コーポレート・ガバナンス

- ▼ コーポレート・ガバナンス態勢    ▼ サステナビリティ経営における責任と権限    ▼ 内部監査

## コーポレート・ガバナンス態勢

MUFGのコーポレート・ガバナンスの詳細に関する情報は、以下をご参照ください。

- ガバナンス  
コーポレート・ガバナンス報告書  
有価証券報告書

|                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| <b>取締役会</b>          |                     |
| 責任と権限                | サステナビリティ経営における責任と権限 |
| 構成                   | コーポレート・ガバナンス報告書     |
| 議長の独立性               |                     |
| <b>各委員会の概要</b>       |                     |
| 指名・ガバナンス委員会          | コーポレート・ガバナンス報告書     |
| 報酬委員会                |                     |
| 監査委員会                |                     |
| リスク委員会               |                     |
| 米国リスク委員会             |                     |
| <b>取締役会の実効性・業績評価</b> | コーポレート・ガバナンス報告書     |
| <b>役員報酬</b>          |                     |
| 役員の実勢に伴う報酬の査定        | コーポレート・ガバナンス報告書     |
| 株式保有条件               | 有価証券報告書             |
| 役員報酬の開示              | コーポレート・ガバナンス報告書     |
| クローバック条項/マルス条項       | 有価証券報告書             |
| <b>株式</b>            |                     |
| 株式比率（所有状況）           | 有価証券報告書             |
| 株主の権利                | コーポレート・ガバナンス報告書     |
| 持株比率と議決権比率の分離        | 有価証券報告書             |

# サステナビリティ経営における責任と権限

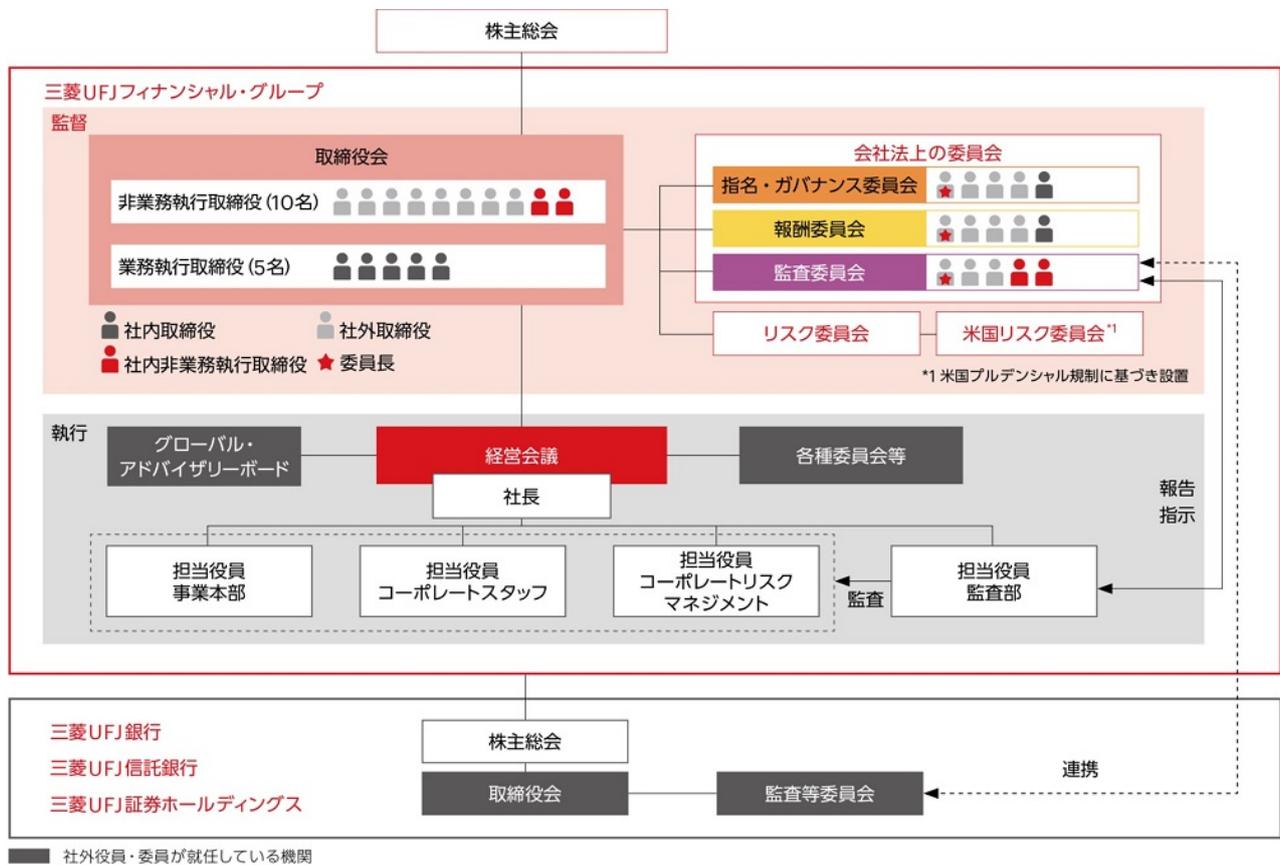
## 基本的な考え方

MUFGは、株主をはじめ、お客さま、従業員、地域社会などのステークホルダーの皆さまからの要望を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざします。

MUFGは公明正大かつ透明性の高い経営を行い、「MUFGコーポレートガバナンス方針」を指針として、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を図ります。

### コーポレートガバナンス方針

## MUFGのコーポレート・ガバナンス態勢



### 各委員会の概要

## ESG課題への取り組み

### サステナビリティ委員会の開催

MUFGは、経営に影響を及ぼすESG課題の特定とそれらの対応状況の報告と審議を行うことを目的に、サステナビリティ委員会を定期的に開催しています。

2022年度は2023年1月に開催し、MUFGを取り巻く経営環境や優先10課題への対応状況などについて審議しました。審議内容の詳細は以下になります。

## 2022年度サステナビリティ委員会の主なテーマ・審議内容

| テーマ                       | 内容                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 サステナビリティ課題への対応状況・環境認識   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●重要なサステナビリティ課題への対応状況と2023年度に注力する取り組み</li> <li>●サステナビリティ課題に係る主な国内外の動向・環境認識</li> </ul>                                                                                                                          |
| 2 気候変動対応                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●カーボンニュートラルへの取り組みに係る主な成果と2023年度の対応</li> <li>●2050年投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロに向けた2030年中間目標（追加セクターの中間目標、開示済セクターの排出実績）</li> <li>●TCFD開示推奨セクターのFinanced Emission計測</li> <li>●国内GX投資の活発化を踏まえた今後のトランジション推進方針</li> </ul> |
| 3 自然資本・生物多様性              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自然資本・生物多様性の金融機関にとっての位置付けとグローバルな議論の動向</li> <li>●TNFD開示に向けた取り組み（リスク分析・今後想定される機会の検討）</li> </ul>                                                                                                                 |
| 4 人権尊重                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●人権課題マップに基づく優先的に対応すべき人権課題の特定</li> <li>●人権課題を踏まえた対応の方向性（人権DDの強化・人権レポートの発行等）</li> </ul>                                                                                                                         |
| 5 人的資本・I&D                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●人的資本経営と開示の考え方、今後の取り組み方針</li> <li>●I&amp;Dの2023年度に向けた対応</li> </ul>                                                                                                                                            |
| 6 アセットマネージャーとしての取り組み      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●NZAM中間目標設定後の取り組み</li> <li>●サステナブル投資推進における課題と対応</li> </ul>                                                                                                                                                    |
| 7 MUFG環境・社会ポリシーフレームワークの改定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●森林・パーム油セクター改定、人身取引を禁止事業に追加、紛争地域の事業を留意事業に追加</li> </ul>                                                                                                                                                        |
| 8 ESG評価                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●2022年度のESG評価結果、取り組み課題への対応状況</li> </ul>                                                                                                                                                                       |
| 9 非財務情報開示への対応             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●グローバルな非財務情報開示規制と今後の課題</li> </ul>                                                                                                                                                                             |

## 環境・社会分野の社外アドバイザーとの意見交換会

MUFGでは、2019年より環境・社会分野の外部有識者を常設の社外アドバイザーとして招聘しています。取締役会構成メンバーとの定期的な意見交換等により、外部専門家の幅広い知見をサステナビリティの取り組みに活用しています。

2022年12月の意見交換会では、最重要課題である気候変動対応の最新動向やCOP27での議論、重要性が増している生物多様性や、人的資本、人権尊重への取り組みなど、幅広い分野にわたって活発に意見を交わしました。

|        |                                        |
|--------|----------------------------------------|
| 玉木 林太郎 | 公益財団法人 国際金融情報センター 理事長                  |
| 枝廣 淳子  | 大学院大学至善館 教授、幸せ経済社会研究所 所長、有限会社イーズ 代表取締役 |
| 夫馬 賢治  | 株式会社 ニューラル 代表取締役 CEO                   |

## マネジメント向け勉強会

MUFG各社では、社内でのサステナビリティに関する議論を活性化するために、各分野の有識者をお呼びして、勉強会を開催。有識者の皆さまとマネジメントが活発な意見交換を行っています。



## 役員報酬

### 役員報酬の評価指数に「ESG外部評価の改善度」を適用

MUFGは、中期経営計画達成とサステナビリティ経営の遂行に向けて役員報酬制度を改定し、株式報酬の中長期業績連動指標に「ESG外部評価の改善度」を設定しています。

世界の主要なESG評価機関5社<sup>(注)</sup>の評価の改善度を役員報酬に反映させる仕組みとなっており、MUFGの企業行動と多様なステークホルダーの利益を一致させることを意図しています。

(注) MSCI、FTSE Russell、Sustainalytics、S&P Dow Jones、CDP

#### 各委員会の概要

| 報酬種類 | 業績連動の有無     | 業績連動幅      | 支給基準                                              | 評価ウェイト                                                                                                                                                                                                                                                   | 支給時期              | 支給方法                                                       | 社長の報酬構成比 |
|------|-------------|------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------|----------|
| 基本報酬 | 固定          | —          | ・役員等に応じて支給<br>・「取締役手当」「委員(長)手当」「住宅手当」「海外駐在手当」等を含む |                                                                                                                                                                                                                                                          | 毎月                | 現金                                                         | 1        |
| 株式報酬 | 業績非連動       | —          | 役員別の基準額                                           |                                                                                                                                                                                                                                                          | 各役員<br>の<br>退任時   | 株式50%<br>現金50%<br><br>※マルス(没収)<br>・クローバック<br>(返還請求)の<br>対象 | 1        |
|      | 中長期<br>業績連動 | 0~<br>150% | 役員別の<br>基準額                                       | 業績連動係数 [中計達成度評価] <50%><br>以下指標の中期経営計画における目標比達成率<br>(1) 連結ROE 30%<br>(2) 連結経費削減額(業績連動経費を除く) 15%<br>(3) ESG評価機関評価 <sup>②</sup> 5%<br>業績連動係数 [競合比較評価] <sup>③</sup> <50%><br>以下指標の前年度比伸び率の競合他社比較<br>(1) 連結業務純益 25%<br>(2) 親会社株主に帰属する当期純利益 25%                | 中期<br>経営計画<br>終了時 |                                                            |          |
| 役員賞与 | 短期<br>業績連動  | 0~<br>150% | 役員別の<br>基準額                                       | 業績連動係数(定量評価) ※社長の例 <60%><br>以下指標の前年度比増減率および目標比達成率<br>(1) 連結営業純益 20%<br>(2) 親会社株主に帰属する当期純利益 10%<br>(3) 連結ROE 20%<br>(4) 連結経費額 10%<br>個人の職務遂行状況(定性評価) ※社長の例<br>・顧客部門の収益力強化<br>・各種リスクへの対応<br>・ESGへの取り組み強化・サステナビリティ経営の進化 <sup>④</sup><br>・TSR(株主総利回り)等 <40%> | 年1回               | 現金                                                         | 1        |

1. MUFGの最重要経営課題の一つである収益力・資本効率の向上や収益体質の改善を後押しするため、連結ROEおよび連結経費削減額（業績連動経費を除く）の両指標について、中期経営計画に掲げる水準に対する達成度の絶対評価を行います。
2. サステナビリティ経営のさらなる進化を後押しするとともに、MUFGのESGへの幅広い取り組みを客観的に評価する観点から、主要ESG評価機関5社（CDP、FTSE、MSCI、S&P Dow Jones、Sustainalytics）による外部評価の改善度について絶対評価を行います。
3. 競合他社比較は、株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社三井住友フィナンシャルグループとの相対比較で評価します。
4. 社長等の関係役員の賞与の職務遂行評価（定性評価）において、従来からの環境・社会課題解決への貢献、インクルージョン&ダイバーシティの浸透・推進、ガバナンス態勢の強化・高度化等に加え、2023年度より人権・生物多様性・人的資本に関する目標を追加しています。

## 内部監査

内部監査



## 反社会的勢力に対する基本方針

MUFGグループは、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、業務の適切性と安全性の確保に努めます。

### 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、行動規範・社内規定等に明文の根拠を設け、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

### 外部専門機関との連携

平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築することに努めます。

### 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

### 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

### 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引は絶対に行いません。  
反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

## 内部通報制度・会計監査ホットライン

MUFGは、内部通報制度をガバナンス上の重要ツールと位置付け、コンプライアンス上問題があれば早期に自浄できるよう、グループ各社で内部通報制度を整備し、さらにグループ・グローバルに常時受付対応可能な「MUFGコンプライアンス・ヘルプライン」を設置しています。

通報受付にあたっては、通報者の匿名性や寄せられた情報の機密性を確保し、通報したことで不利益が及ばないよう行動規範や各社の社内規定で定めています。通報者の保護を徹底しながら、通報された事象について調査し、是正措置とフォローアップを実施しています。

また、社員がコンプライアンス上少しでも気になることがあった時は迷わず利用できるよう、連絡先窓口のみならず通報実績を開示し、通報者個人を特定できない形で事例の共有を進めるなど、制度への信頼性向上に努めています。

2022年度は主要グループ各社の窓口で計411件の通報を受け付けました。

なお、2022年6月に施行された公益通報者保護法の改正に対しても、グループ各社の子会社・関連会社を含めて対応し、通報者がより安心して利用できる態勢を整備しています。

### 会計監査ホットライン

MUFGでは、グループ会社における会計、会計に係る内部統制および会計監査に関する不正処理（法令等に違反した事案）や不適切な処理もしくはこれらが疑われる処理などについての通報窓口として会計監査ホットラインを以下のとおり開設しています。通報は書簡またはe-mailにより受け付けます。

弁護士法人北星法律事務所

住所：東京都千代田区有楽町1-9-4 蚕糸会館8階

e-mail address：MUFG-accounting-audit-hotline@hokusei-law.com

情報を送付する際には、以下についてご注意願います。

- ・対象は、MUFGグループ会社の会計に係る不正等に関するものに限られます。それ以外のお問い合わせにつきましては、回答致しかねますのでご了承ください。  
 なお、IRに関するお問い合わせは「**IRお問い合わせ窓口**」を、グループ会社の商品・サービスに関するご質問等は各社ホームページに記載のお問い合わせ先をご覧ください。
- ・当該事案に係る詳しい事実についてご記入ください。詳しい事実の提供がない場合、調査等に限界が生じることがあります。
- ・匿名で情報を送付いただいても構いません。
- ・通報者に関する情報については、通報者本人の同意がある場合を除き、第三者に対し伝達しません。ただし、法令上開示が必要な場合、または調査・報告等に必要限度において通報者の氏名を除く情報が伝達される場合を除きます。
- ・日本語又は英語での通報をお願いします。
- ・ご要望があれば、通報受領後然るべき期間内に通報事案の対応等を通報者に還元するように努めますが、対応できない場合はご了承ください。

# リスク管理

- ▼ ファイナンスにおける環境・社会に関するリスクの管理
- ▼ サイバーセキュリティ
- ▼ 金融犯罪対策

MUFGの統合的なリスク管理の取り組みについては、以下のページをご参照ください。

[リスク管理](#)

## ファイナンスにおける環境・社会に関するリスクの管理

### リスク管理の考え方

MUFGは、グループが優先課題として挙げている気候変動対応・環境保全をはじめとするさまざまな環境・社会課題に関するリスクをグループの持続的な成長に向けた経営を行う上で重要な課題と認識しています。

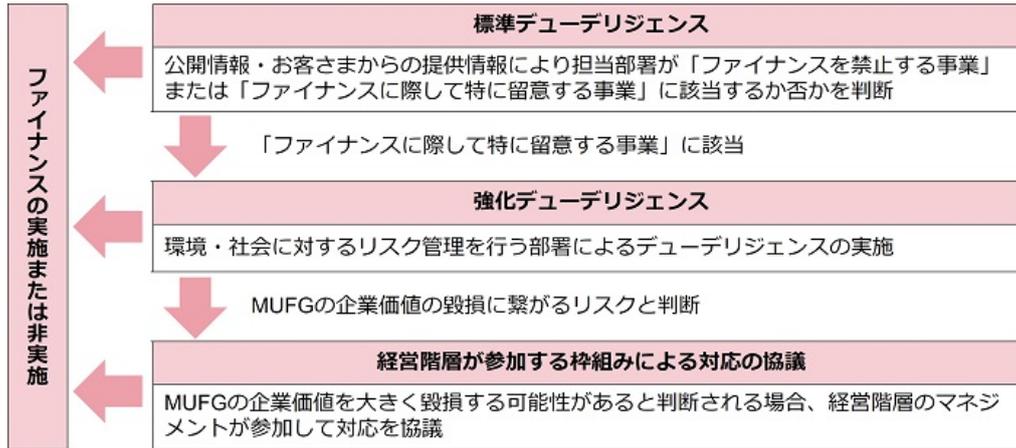
また、事業活動によって生じるリスクについても把握し、その管理と低減に努めています。MUFGでは、これらのサステナビリティに関わるリスクに対して、MUFG環境方針とMUFG人権方針に基づく「MUFG 環境・社会ポリシーフレームワーク」の枠組みの中で管理しています。同フレームワークは経営会議の傘下にあるサステナビリティ委員会にて審議され、グループの企業価値の毀損に繋がる評判リスクの管理の枠組みと整合するように構築されています。また、環境・社会にかかる機会およびリスクへの対応方針・取り組み状況は、テーマに応じてリスク管理委員会や投融資委員会、与信委員会においても審議・報告を行っています。各委員会の審議内容は経営会議への報告後、取締役会において報告・審議され、取締役会が環境・社会課題に関するリスクを監督する態勢としています。

### リスクアセスメントプロセス

MUFGがファイナンスの対象とする事業の環境・社会に対するリスクの特定・評価は、お客さまと直接接点を持つ部署が「標準デューデリジェンス」を行います。これにより、対象事業が特に留意が必要と判断された場合、「強化デューデリジェンス」を実施し、ファイナンスの実行の可否を決定します。

また、対象事業の環境・社会に対するリスクが重大であり、MUFGの企業価値の毀損に繋がりうる、評判リスクに発展する可能性がある事業については経営階層が参加する枠組みにおいて対応の協議を行っています。また、銀行では大規模なプロジェクトによる環境・社会に対するリスクと影響を特定、評価、管理するための枠組みである赤道原則を採択し、ガイドラインに沿ったリスクアセスメントを行っています。

## ファイナンス対象事業の環境・社会に対するリスクまたは影響を特定・評価するプロセス



### 主要なリスクと対応

MUFGは、環境・社会に対するリスクが重大とされる事業について、違法または違法目的の事業等を「ファイナンスを禁止する事業」に、先住民族の地域社会へ負の影響を与える事業等を「ファイナンスに際して特に留意する事業」に設定しており、石炭火力発電といった気候変動への影響が大きい事業へのポリシーを強化しています。今後も事業活動やビジネス環境が変化することで顕在化するリスクについて、サステナビリティ委員会による環境・社会ポリシーフレームワークの定期的な見直し、厳格化により対応していきます。

| ファイナンスを禁止する事業                                                                                                                                                                                                                                                               | ファイナンスに際して特に留意する事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・違法または違法目的の事業</li> <li>・公序良俗に反する事業</li> <li>・ラムサール条約指定湿地へ負の影響を与える事業</li> <li>・ユネスコ指定世界遺産へ負の影響を与える事業</li> <li>・絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）に違反する事業</li> <li>・児童労働・強制労働・人身取引を行っている事業</li> <li>・クラスター弾製造企業、非人道兵器製造事業</li> </ul> | <p><b>【セクター横断的な項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先住民族の地域社会へ負の影響を与える事業</li> <li>・非自発的住民移転に繋がる土地収用を伴う事業</li> <li>・保護価値の高い地域へ負の影響を与える事業</li> <li>・紛争地域における人権侵害を引き起こす、または助長する事業、あるいは人権侵害と直接的に結びついている事業</li> </ul> <p><b>【特定セクターに係る項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石炭火力発電、鉱業（石炭）、石油・ガス、大規模水力発電、森林、パーム油セクター</li> </ul> |

# サイバーセキュリティ

## 基本方針

お客さまの大切な資産を守ること、並びに金融サービスを安全かつ安定的に稼働させることがMUFGの社会的責務であると認識しています。サイバー攻撃等に関するITリスクをMUFGのトップリスクの一つとして位置付け、経営主導によるサイバーセキュリティ対策を推進しています。

## サイバーセキュリティ管理態勢

### ガバナンス態勢

MUFGでは、国際的なガイドラインを参考にサイバーセキュリティの基準を整備し、戦略の策定や体制の構築、およびセキュリティ対策強化に向けた企画・推進を行っています。

年々、高度化・巧妙化するサイバー攻撃・犯罪への対応として、経営主導による管理態勢を強化するため、「サイバーセキュリティ経営宣言」を表明しています。グループCISO（Chief Information Security Officer）のリーダーシップのもと、2022年には専門組織であるサイバーセキュリティ推進部をシステム企画部の傘下から独立させました。取締役会や経営会議に対する適時適切なレポートを通じ、環境の変化に応じた合理的な経営判断ができるガバナンス態勢を整備しています。これにより、効果的かつ効率的なサイバーセキュリティ戦略の推進と、サイバー攻撃に対する日々の防衛に努めています。

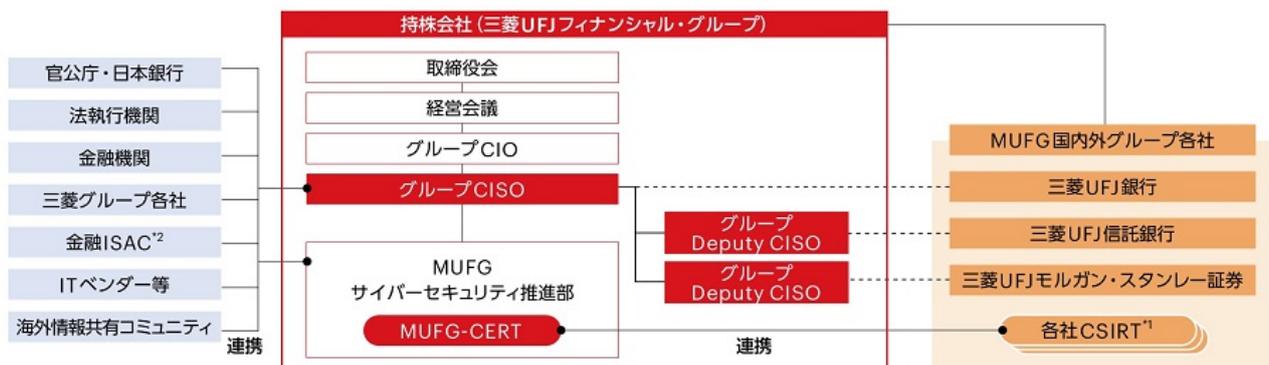
### 管理態勢

脅威に関する分析やセキュリティ対策を提供するMUFG-CSFC（MUFG Cyber Security Fusion Center）を立ち上げ、グループ・グローバルで脅威の監視・対策の運用を日夜実施しています。また、サイバーセキュリティ事案発生時にグループ全体を統括する組織としてMUFG-CERTを設置し、MUFGのグループ各社に設置したCSIRTと情報連携しています。事案発生時に情報連携、意思決定、対外広報、技術的対応等を確実かつ迅速に行えるよう、定期的に演習や訓練を実施しています。加えて、官公庁や業界他社との連携、日本シーサート協議会をはじめとするセキュリティコミュニティでの活動も強化しています。



MUFG-CSFC（MUFG Cyber Security Fusion Center）の業務風景

### サイバーセキュリティ管理態勢（MUFG）



\*1 Computer Security Incident Response Team。セキュリティ事案に関する報告を受け取り、調査し、対応活動を行う  
\*2 サイバー攻撃の脅威から日本の金融インフラを守るために、国内400以上の金融機関が加盟、協力して活動する枠組み

## サイバーセキュリティに対する主な取り組み

### 高まる脅威に対応したセキュリティ対策

MUFGでは、サイバー攻撃の脅威に関する情報を収集・分析する専任組織を組成し、新たに確認された脆弱性や過去の攻撃事案による影響度合いの調査およびそれに対する是正措置などを、グループ・グローバルで集中的に指揮管理しています。また、外部に公開しているシステムについては、意図しない対応漏れや設定不備が存在していないことを日々確認しています。インターネットバンキングをはじめとするインターネット上での電子決済の利用が急増していることに伴い、こうしたオンラインサービスを狙ったサイバー犯罪も社会的課題となっています。MUFGでは、お客さまに安全なサービスを安心してご利用いただくため、個人認証の強度の確保や脆弱性対策の徹底、脅威動向の分析や異常検知、不正な取引のモニタリングなどに取り組んでいます。

こうした不正送金対策の見解やノウハウの金融機関同士の共有と協働をリードしたことが評価され、2022年5月にMUFGは一般社団法人金融ISAC(注)より2021年度年間表彰を受けました。



授賞式で表彰される大日向グループCIO

### デジタルトランスフォーメーションへの対応

MUFGではクラウドサービス、AI、ロボティクス、オープンAPIなど、新しい技術を積極的にビジネスに活用しています。

新技術を活用するプロジェクトでは、企画や設計といった初期段階からサイバーセキュリティ推進部が参画しています。それにより、新技術を安全に活用するための手続の制定、リスク評価、実装時の設定内容の監視など、多層的なセキュリティ対策を構築し、安全・安心と変革の両立に取り組んでいます。

### セキュリティ専門人材の育成

サイバーセキュリティの対策は、ガバナンスやインテリジェンス、リスク管理から、エンジニアリング、監視オペレーション、インシデント対応まで多岐にわたります。MUFGではその全ての機能を自社のチームで管理運営しています。

一つひとつの対策を実践するために、必要とされる人材とスキルセットを体系的に整理し、各自のスキルレベルや担当業務、次のステップアップを考慮しながら、社内外の講習や演習を組み合わせた人材育成プログラムにより、メンバーの専門性の向上に努めています。また、新しい技術や利用環境の変化、サイバー攻撃の変化にも柔軟に対応すべく、セキュリティ対策の向上に果敢に挑戦することを通してプロフェッショナルとしての成長に繋げています。

### カルチャーの醸成とサイバーセキュリティ教育

金融インフラを安定的に稼働させるためには、社員一人ひとりがサイバーセキュリティの重要性を理解し、何をすべきか共に考え、同業他社や官公庁とも協働して取り組むカルチャーの醸成が不可欠です。

サイバーセキュリティに携わる社員だけでなく、サービスの企画推進に携わる社員に対しても、サイバー攻撃の脅威への必要な対策を習得するための教育プログラムを実施しています。また、主要グループ会社向けにeラーニングの提供やフィッシングメール訓練、サイバー攻撃への注意喚起と対応策を周知するニュースレターを発行しているほか、グループ企業を広く対象にしたセミナーを開催しています。さらに、内閣サイバーセキュリティセンターや金融庁、警視庁主催の各種訓練・演習への参加など、さまざまな活動にも積極的に取り組んでいます。

2022年7月にサイバーセキュリティ人材育成に向けて産学官連携で協定を締結しました。この協定を通じて、異業種や大学との相互交流を広げ、MUFGとしてのサイバーセキュリティ対策の向上に繋げていきます。また、MUFGの知見を社会にも還元し、社会全体のサイバーセキュリティ向上に貢献します。

## 金融犯罪対策

悪質な金融犯罪に対する対策を講じるとともに、被害者の救済に取り組み、お客さまが安心してサービスをご利用いただけるように努めています。

### 特殊詐欺の被害防止対策

全国で多発しているATMコーナーでの特殊詐欺被害を防止するため、注意を呼びかけるご案内を、ポスターやATM画面等で行っています。また、携帯電話が特殊詐欺の手口で使用されることを踏まえたATMコーナーでの携帯通話禁止運動を推進しています。加えて、犯罪による被害抑止のため、一部のお客さまを対象に被害懸念のあるATM取引について取引制限を実施しています。

店頭での多額の現金引き出しや振り込みの受付に際しては、係員が直接注意を呼びかけ、お取引の内容・目的等をお伺いするほか、警察へ連携する等、犯罪を未然に防止する取り組みを行っています。

さらに、口座開設時は、ご本人であることの確認やご利用目的等をお伺いしており、また、配布チラシやホームページで口座の売買・譲渡が犯罪であることの注意喚起を行う等、銀行口座が犯罪に利用されないように努めています。

### 偽造・盗難キャッシュカード被害防止対策

キャッシュカードの偽造による被害を防止するため、ICカードの発行を導入しています。また、暗証番号を他人に知られたり、推測されないように、覗き見防止のための後方確認ミラーの設置をはじめ、ATM画面への偏光フィルムの貼付けや、画面上での暗証番号管理の呼びかけを実施しています。

### インターネットバンキングのセキュリティ対策

インターネットバンキング取引では、フィッシング詐欺やコンピューターウイルスによる第三者の不正アクセス、ご契約者本人へのなりすまし等に対し、適切なセキュリティ対策を構築しています。

送信元を確認できる「電子署名」を導入し、お客さまに送信したメールが途中で改ざんされた場合、警告メッセージが表示される等の対策を講じています。

また、インターネットバンキング等の取引画面において、真正なサーバーに接続されているかどうか、お客さまのパソコンから確認していただくことができます。

個人のお客さまには、インターネットバンキングの取引認証において、お取引ごとに1回限り有効のパスワードを表示する「ワンタイムパスワードカード」等を提供し（銀行と信託ではスマートフォンアプリでのワンタイムパスワードも提供しています）、第三者による不正取引リスクの低減を図っています。

一方、法人のお客さまには、法人向けインターネットサービス「BizSTATION」（銀行）、「MUTB ビジネスダイレクト」（信託）において、それぞれ「ワンタイムパスワードカード」（銀行）、「トランザクション認証用トークン」（信託）等を提供しております。

さらに、お客さまのパソコンのマルウェア感染対策として、インターネットバンキング専用のウイルス対策ソフト「Rapport（レポート）」（無料）の利用をおすすめするなど、MUFGではさまざまなセキュリティ対策を実施しております。

## クレジットカードの不正利用に対する取り組み

ニコスは、クレジットカードの会員データを安全に取り扱うことを目的として策定された、クレジットカード業界のセキュリティ国際基準「PCIDSS (Payment Card Industry Data Security Standard)」に準拠するため、全社的な取り組みを行っています。クレジットカード事業に関わるシステムの準拠認定を取得し、セキュリティの維持・向上に努めています。

また、悪質なカード犯罪にお客さまが巻き込まれないようにするためにAI等を活用した「不正使用検知システム」を導入し、お客さまのクレジットカードが第三者に不正に使用されていないかのモニタリングを24時間365日体制で実施しています。

お客さまに安心してカードをご利用いただくため、不審なお取引を検知した場合には、その取引を保留し「保留取引ご確認メール」、または取引成立後にお電話もしくはSMS（ショートメッセージサービス）にてご本人のご利用であるかの確認をしています。なお、お客さまご自身のご利用でないことが判明した場合には、不正使用被害の防止のため、お手持ちのカードの利用を停止し、カード番号を変更した新しいカードへ差し替える手続きを行います。

## ISO/IEC27001 認証の取得

ニコスの「NICOS」ブランド各事業にかかわる本番システムの運用部門は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC27001」の認証を取得し、情報セキュリティレベルの向上に取り組んでいます。

## プライバシーマーク（Pマーク）使用許諾事業者認定の取得

ニコスは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より個人情報の保護レベルを評価する「プライバシーマーク（Pマーク）」の認証を取得しています。「プライバシーマーク（Pマーク）」は、個人情報の適切な保護措置を講ずる体制が整備され、個人情報に関するJIS規格（JISQ15001：2017）に準拠している事業者であることを証明するものです。お客さまの個人情報保護水準の維持・向上に取り組んでいます。

# グローバル金融犯罪対策

## 三菱UFJフィナンシャル・グループにおけるグローバル金融犯罪対策ポリシー

### グローバル金融犯罪リスクへの取り組み

三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下、MUFG）および主要子会社<sup>(注)</sup>は、金融システムの健全性の維持に努め、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与、経済制裁違反、贈収賄・汚職などのグローバル金融犯罪の防止に取り組んでいます。その取り組みに合わせて、MUFGグループ全体に適用する規則を制定しており、それにより主要子会社が、関連する法規制や監督指針および業界ベストプラクティスを踏まえて、グローバル金融犯罪の検知および阻止、関連リスクの評価ならびに低減のためのリスクベースのプログラムを導入することを求めています。

(注) 株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社、三菱UFJニコス株式会社、およびアコム株式会社の5社を指します。

### グローバル金融犯罪リスク管理のアプローチ

MUFGグループでは、グループ全体で一貫したグローバル金融犯罪リスク管理の統制を定め、その実施を監督するMUFGグローバル金融犯罪対策部（以下、MUFG GFCD）を設置しています。主要子会社では、コンプライアンス部署が設置され、取締役会の監督の下で、グローバル金融犯罪コンプライアンス・プログラムの運営の責任を有し、取締役会は全ての統制態勢の最終責任を有しています。

MUFG および主要子会社では、全役職員が、グローバル金融犯罪対策における重要な役割を担っており、MUFG および主要子会社のグローバル金融犯罪コンプライアンスの関連規則を遵守し、疑念が生じた際は職場の上席者、コンプライアンス・オフィサーまたは内部通報制度等を通じて報告する義務があります。MUFG および主要子会社では、通報者に対する報復措置は禁じられています。専門家を擁するMUFG GFCDおよび主要子会社のコンプライアンス部署が3つのグローバル金融犯罪リスク領域（マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止、経済制裁、贈収賄・汚職防止）に対応しています。各リスク領域におけるポリシーの概要（ポリシー・ステートメント）は次の通りです。

### マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関するポリシー

MUFG および主要子会社は、事業活動を行う全地域において、適用されるマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止（以下、AML/CFT）関連法令の条文および精神共に遵守します。その取り組みにおいて、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を一切禁じています。

MUFG AML/CFT規則では、特に以下の行為を禁止しています。尚、MUFG AML/CFT規則に定める要件は、各主要子会社の社則に反映され、全役職員が確認することができます。

- ・ グローバル金融犯罪およびそれを幫助する行為に対する意図的な支援または関与

- ・ グローバル金融犯罪を示唆する情報や状況の放置
- ・ 不正または疑わしい活動に関与している、または関与している疑いのある者に対し、MUFGグループ内や監督・執行当局において、その活動が調査されている、もしくはMUFGグループ内や監督・執行当局に報告されている情報を漏洩すること
- ・ KYCプロセス<sup>(注)</sup>の完了前に、新規顧客の取引を許容すること
- ・ 取引が禁止されている顧客との間で、適切な異例扱いまたは免除手続きなしに取引を開始すること

(注) 主要子会社は、通常の業務遂行に支障をきたさないために必要かつ、現地法令に抵触しない場合に、本人確認前に顧客との取引を許容することがあります。また、限定的に、KYCプロセス完了の一時的な延長、または、特定のKYC要件についての免除手続き・異例扱いを許容することがあります。

主要子会社では、MUFG AML/CFT 規則に則り、適用すべき範囲で以下の統制プロセスを含むAML/CFTコンプライアンス・プログラムを策定しています。

- ・ 国別AML/CFT オフィサーなど、各主要子会社のAML/CFTコンプライアンス・プログラムの責任者の任命
- ・ AML/CFT リスクの年次評価
- ・ 本人確認（実質的支配者を含む）、顧客スクリーニング、顧客デューデリジェンス、詳細デューデリジェンス、顧客取引開始/謝絶、顧客レビュー等の実施を要件とするKYCプロセス
- ・ 不自然な取引や疑わしい取引を検知するための取引モニタリングシステムやプロセス
- ・ 適用される規制要件に従い、疑わしい取引を特定し報告するための調査プロセス
- ・ シェルバンク（業務実態のない架空の金融機関）を含む特定の顧客種類との取引の禁止
- ・ AML/CFT に関する情報共有と記録保管のプロセス
- ・ AML/CFT のリスクおよび統制に関する役職員向けの定期研修

## 経済制裁に関するポリシー

MUFG および主要子会社は、事業活動を行う全地域において、適用される経済制裁関連法令の条文および精神共に遵守します。その取り組みにおいて、経済制裁の回避および迂回行為を一切禁じています。

MUFG 経済制裁規則は、適用される制裁関連規制に違反して、制裁対象国・地域及び制裁対象者の取引に係る、口座入金や支払処理を行うことを禁止しています。尚、MUFG 経済制裁規則に定める要件は、各主要子会社の社則に反映され、全役職員が確認することができます。

主要子会社では、経済制裁規則に則り、適用すべき範囲で以下の統制プロセスを含む経済制裁コンプライアンス・プログラムを策定しています。

- ・ 顧客取引開始時および取引処理時の経済制裁スクリーニングとレビュー
- ・ 経済制裁リスク・統制に関する年次評価
- ・ 経済制裁リスクおよび統制に関する役職員向けの定期研修

## 贈収賄・汚職防止に関するポリシー

MUFGおよび主要子会社は、事業活動を行う全地域において、倫理的業務規範に根ざした企業文化の醸成と共に、適用される贈収賄・汚職防止（以下、ABC）関連法令の条文および精神共に遵守します。その取り組みにおいて、贈収賄及び汚職を一切禁じています。

MUFG ABC規則では、贈収賄・汚職についての重要な概念を包括的に規定しており、ビジネス上の不適切な利益・便宜供与の見返りとして、いかなる者に対しても、いかなる者からも、金銭その他の利益を直接的または間接的に申し出、供与、要求、受領することを禁止しています。また、ファシリテーション・ペイメントや、各主要子会社の事業活動に関わる文書・記録・口座などの偽造も禁止しています。尚、MUFG ABC規則に定める要件は、各主要子会社の社則に反映され、全役職員が確認することができます。

MUFG ABC規則に則り、主要子会社は、贈収賄・汚職の包括的な対応に向け以下の統制プロセスを含むABCコンプライアンス・プログラムを策定しています。

- ・ 贈収賄・汚職のリスクおよび統制に関する年次評価
- ・ 主要子会社に代わって活動する第三者であるサービス提供者（仲介者）に対するリスクベースのデューデリジェンスと監督
- ・ 接待・贈答、雇用・就労機会の提供、寄付（特に公務員に対するもの）に対するレビュー
- ・ 合併・買収を含む企業取引に伴うリスク評価・管理
- ・ 贈収賄・汚職のリスクおよび統制に関する役職員向けの定期研修

[MUFG 贈収賄・汚職防止規則（PDF / 159KB）](#) 

## プログラムに関連した機能

主要子会社においては、リスク領域ごとの3つのコンプライアンス・プログラムに加え、記録保管、モニタリングおよび監督機関への報告（取締役会や経営レベルの委員会など）、監査対応などに対応する主要機能も設置しています。

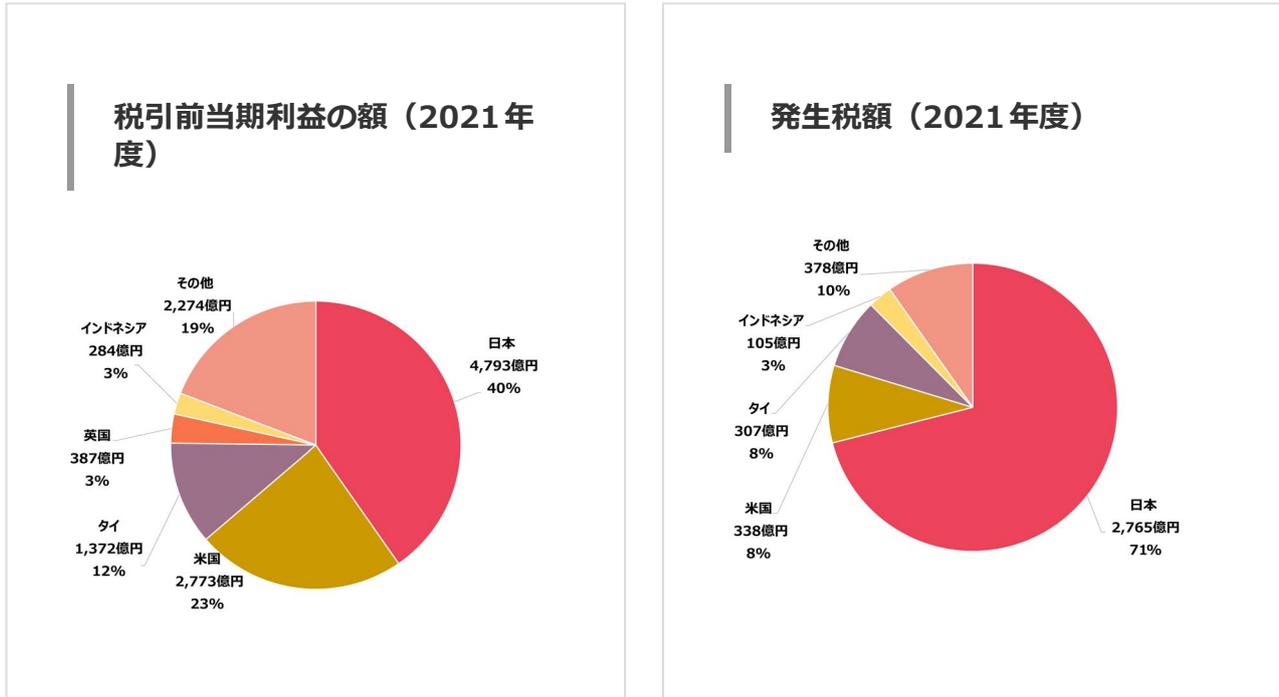
## 税務に対する取り組み

### MUFG 税務ポリシー

適正な納税は企業としての重要な社会的責任の一つです。MUFGグループ（株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその子会社）は、以下のとおり、国内および事業を展開する各国・地域で適用される法令を遵守し、公平・適正な納税義務の履行に努めます。

1. MUFGグループは、その業務を遂行するにあたり、各々の国または地域の租税法規を遵守します。
2. MUFGグループは、脱税または租税回避とみなされる、事業活動、取引および法人の設立等を行いません。
3. MUFGグループは、商品・業務の提供を通じてMUFGグループ各社が顧客の脱税または租税回避行為に関与していると考えられる場合には、その提供を行いません。
4. MUFGグループは、税務当局に対して、協力的かつ誠実で透明性のある対応を行い、信頼関係を維持していきます。
5. MUFGグループは、税務に関するコーポレート・ガバナンスの充実に努めるとともに、教育・研修の実施等により税務コンプライアンス意識の向上に努めます。
6. MUFGグループは、BEPS行動計画・OECD移転価格ガイドライン等の国際課税ルールを順守します。

## 国ごとの税引前当期利益の額及び税額



- (注1) 各項目の数値は本邦の税務当局へ提出している国別報告事項に基づいており、そのうち収入金額上位5か国の数値を掲載しています。
- (注2) 英国は当該年度において還付の発生により、発生税額がマイナス8億円となっており、「その他」の項目に含まれています。

# 個人情報保護

## 個人情報保護についての取り組み

- MUFGグループは、MUFG Wayのもと、お客さまの個人情報、個人番号及び特定個人情報（以下個人番号と特定個人情報を「特定個人情報等」といいます）を適切に取扱うことがMUFGグループの社会的責務であると認識し、MUFGグループ個人情報保護方針を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの個人情報と特定個人情報等の保護に万全をつくしております。
- MUFGグループ 個人情報保護方針は、MUFGグループにおいて個人情報、特定個人情報等を取扱う全ての業務に適用されます。外部の業者に個人情報、特定個人情報等の取扱いを委託する場合は、MUFGグループ 個人情報保護方針を踏まえた契約等を締結しています。
- MUFGグループ では、MUFGグループ 個人情報保護方針をグループ各社のコンプライアンス管理に組み込むとともに、個人情報に関する各種安全管理措置・管理方法や、情報漏えい等が発生した場合の是正措置等を明確化しています。
- MUFGコンプライアンス統括部は、MUFGグループの個人情報保護に関する管理を統括する部署として、MUFGグループにおける個人情報保護を統合的に管理します。
- グループ各社は、MUFGグループ 個人情報保護方針に基づき、個人情報保護管理に関する規定を整備し、個人情報保護に関する管理を統括する部署や責任者・担当者およびその役割等を定めています。
- グループ各社において、個人情報保護に関する管理を統括する部署は、社内規程類の整備、取締役会等への報告等、個人情報保護管理全般を統括します。個人情報保護に関する態勢整備を行うほか、関係各部への指導、研修の充実等を通じ、お客さまの個人情報・特定個人情報等を適切に取扱うよう教育を行っています。契約社員・派遣社員を含む全ての役職員への研修等を定期的実施し、個人情報保護管理態勢の強化に努めています。
- MUFGグループ では、個人情報保護の適切な運営を確保するために内部監査を実施しています。
- MUFGグループ では、2022年度において、個人情報保護に関し、行政処分を受けた事象は発生しておりません。

MUFGグループ個人情報保護方針